

届出のあるすべての皆さんに支給

定額給付金の給付手続き

◆定額給付金の概要

定額給付金は、景気が後退する中で、皆さんへの生活支援を行うとともに、皆さんへ広く給付することにより、地域の経済を活性化させることを目的としています。

対象者(基準日 平成21年2月1日)

- ・住民基本台帳に記録されている人
- ・外国人登録原票に登録されている人(不法滞在者、短期滞在者を除く)

申請・受給者

給付対象者の属する世帯の世帯主

給付額

- ・対象者1人につき1万2千円
- ・65歳以上の人・18歳以下の人、1人につき2万円

申請および給付の方法

市から郵送の「定額給付金 申請書(請求書)」に必要事項を記入し本人確認書および口座確認書の写しを添え

て同封の返信用封筒で郵送してください。

申請内容を確認し、順次、指定された口座へ給付金を振り込みます。

申請期間 4月1日(水)～10月1日(木)

【期限厳守】

問 企画政策課(定額給付金窓口)

成東庁舎3階

☎(80)1615

子育て応援特別手当

7歳から4歳までの第2子以降の子に支給

子育て応援特別手当は、昨年10月30日に国が決定した「生活対策」の一環です。

多子世帯の幼児教育期の負担に配慮する観点から20年度限りの措置として、幼児教育期の第2子以降の子ども1人あたり3万6千円を支給します。手当の支給を受けるためには世帯主からの申請が必要です。

支給対象者(基準日 平成21年2月1日)

- 次の要件を満たし、支給対象となる子どもが属する世帯の世帯主
- ・住民基本台帳に記録されている人
- ・外国人登録原票に登録されている人(不法滞在者、短期滞在者を除く)

支給対象となる子ども

支給対象者と同様の要件を満たし、平成14年4月2日から17年4月1日までの間に生まれた第2子以降の子ども

※第2子の判定は、平成2年4月2日以降に生まれた子どもの中から年齢順に第1子、第2子と数えていくことになります。

申請の手続き

支給対象者には、市から定額給付金と併せた申請用紙を送付します。

申請期間 4月1日(水)～10月1日(木)

問 子育て支援課児童家庭係

☎0479(80)8366

